

○財務省告示第三十八号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成二十八年一月十五日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年二月九日
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二年）（第三百六十
十回）
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び財政
の法律及びその
運営に必要な財源の確保を図る
ための公債の発行の特例に關す
る法律（平成二十四年法律第百
一号）第二条第一項並びに特別
会計に關する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十七条第
一項

三 振替法の適用等
社債、株式等の振替に關する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、価格競争入札において
定められた利率をその利率とし、
価格競争入札において募集
の決定を受けた各申込みの応募

五

方募

入 価 法 入
札 格 競 決
発 競 定
行 争 の

ハ ロ
札 非
発 競
行 争
入

六

イ

発

入 価 行
札 格 行
発 競 額
行 争

非 者 特 国 札 非
争 入 者 別 債 発 競
行 札 格 第 参 市 行 争
争 入 札 格 第 参 市 行 争
額 発 競 I 加 場 入

非 下 額 市 札 格 競 と て 価
 価 一 を 場 で 競 争 す 得 格
 格 国 定 特 あ 争 入 る ら を
 競 債 め 別 つ 入 札 の れ 募
 争 市 る 参 て 札 発 の る 入
 入 場 も 加 、 と 行 一 による 額
 札 特 の 者 財 同 時 いう。 発 行 (以下 非
 発 別 に ご 務 大 に行 わ れ る 入
 行 参 よ と 応 募 限 度 債 入
 一 加 る に 行 募 一 以
 とい 者 行 一 以
 いう 者 行 一 以
 いう 者 行 一 以

込 募 各 割 各 当 も 各
 み 限 国 り 各 当 の 申
 の 度 債 当 込 る か 込
 応 額 市 て み 。 ら み
 募 の 場 る の 。 応 ち
 額 を 囲 別 募 額 募 額
 割 に 加 額 を 案 分 割
 り にお 者 案 分 割
 当 い ごと の 割
 て いて と の 割
 る 。 各 の 割
 。 申 込

億 円 金 額 で 二 兆 三 千 二 百 五 十 六
 う ち 財 政 法 第 四 条 第 一 項 の 規
 定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付 国 債 に
 一 億 九 千 九 百 五 十 万 円 以 上 の 額
 運 営 必 要 な 財 源 の 特 例 に 関 する
 た め の 公 債 発 行 の 特 例 に 関 する
 法 律 第 二 条 第 一 項 の 規 定 に 基

十九

弘
込
期
日

平
成
二
十
八
年
一
月
十
五
日